

作業報奨金に関する訓令の運用について（依命通達）

平成18年5月23日法務省矯成第3344号
矯正局長依命通達 矯正管区長、行刑施設の長
宛て

改正 平成18年8月30日法務省矯成第5118号
平成19年5月30日法務省矯総第3362号
平成23年6月10日法務省矯総第3407号

標記について、下記のとおり定め、作業報奨金に関する訓令（平成18年法務省矯成訓第3343号大臣訓令。以下「訓令」という。）の施行の日から実施することとしましたので、遺漏のないよう配意願います。

なお、昭和50年1月29日付け法務省矯作第120号当職通達「休養患者に対して作業療法として行う作業に作業賞与金を支給することについて」及び平成18年4月28日付け法務省矯成第2823号当職依命通達「受刑者等に係る作業賞与金計算規程の運用について」は、廃止します。

記

1 昇等（訓令第5条関係）

(1) 昇等の基準

昇等の基準は、別表1のとおりとすること。ただし、作業成績及び就業態度が特に良好な受刑者については、適宜、昇等に要する期間を短縮して昇等させて差し支えないこと。

(2) 昇等の限度

訓令第5条第2項に規定する昇等の限度は、次のアからウまでの区分（以下「昇等区分」という。）のとおりとすること。ただし、B作業の就業者の作業成績及び就業態度が特に良好な場合においては1等工まで、C作業の就業者の作業成績及び就業態度が特に良好な場合においては3等工まで昇等させて差し支えないこと。

なお、昇等区分が異なる複数の作業を行わせる場合には、主たる作業の昇等区分を基準とすること。

ア A作業（炊事、介助、理髪、指導補助、作業用機械若しくは器具を用いる物品の製作その他の比較的高度な知識及び技能を要する作業又は職業訓練をいう。） 1等工まで

イ B作業（A作業及びC作業以外の作業をいう。） 3等工まで

ウ C作業（居室内で行う作業又はこれに準ずる作業をいう。） 5等工
まで

(3) 作業の変更時等の調整

受刑者に行わせる作業をA作業からB作業若しくはC作業に変更し、又はB作業からC作業に変更した場合において、その者に指定すべき等工が上記（2）のイ又はウの昇等の上限を超えるときは、その上限となる等工を指定すること。

(4) 訓令附則第3項の取扱い

訓令附則第3項の規定により、上記（2）のイ又はウの昇等の上限を超えている等工を指定されたとみなされた就業者については、その就業者がその作業に就いている限り、その等工を昇等の上限とすること。ただし、その等工を降等された場合において、上記（2）のイ又はウの昇等の上限を超えているときは、その降等された等工を昇等の上限とすること。

2 就業時間（訓令第9条関係）

訓令第9条第1項に規定する就業時間は、実際に就業した時間並びに作業の実施及び作業の安全の確保のために必要な教育に要する時間であること。

3 作業の種類による加算（訓令第10条関係）

訓令第10条に規定する加算の基準は、以下のとおりとすること。

(1) 外部通勤作業

外部通勤作業については、基本月額額の100分の100の範囲内で加算することができること。

(2) 外部通勤作業以外の刑事施設の外塀の外における作業

ア 泊込作業又は刑事施設から相当の距離を有する場所における作業については、基本月額額の100分の30の範囲内で加算することができること。

イ 生活条件の厳しい場所における作業については、上記アにかかわらず、基本月額額の100分の70の範囲内で加算することができること。

ウ 災害復旧又はこれに類する作業については、上記ア及びイにかかわらず、基本月額額の100分の100の範囲内で加算することができること。

(3) 著しく危険な作業

ア 感電、高熱、高圧、爆発、高所、崩壊、疾病の感染その他の著しい危険を伴う作業については、その程度に応じて、基本月額額の100分の50の範囲内で加算することができること。

イ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に規定する感染症指定機関への入院を要する類型の

感染症の患者を介助する作業については、上記アにかかわらず、基本月額額の100分の100の範囲内で加算することができること。

(4) 特殊な作業

著しい労力を要する作業、又はガス、粉じん等の発生、悪臭、騒音等を伴う作業については、その程度に応じて、基本月額額の100分の100の範囲内で加算することができること。

4 時間外作業等による加算（訓令第11条関係）

(1) 連日作業を行わせる受刑者以外の受刑者については、規則第19条第2項各号に掲げる日（以下「作業休日」という。）に作業を行わせた場合の加算については、就業時間が8時間を超える場合であっても、訓令第11条第1号による加算の対象とはならず、同条第2号による加算の対象となるので留意すること。また、1月以内に作業を行わない日を振り替えた場合には、就業時間のうち8時間を超える時間についてのみ加算を行うこととなるので留意すること。

(2) 連日作業を行わせる受刑者については、作業休日が必ずしも、作業を行わない日となるわけではないところ、訓令第11条第3号においては、作業休日に作業を行わせた場合には、その作業を行わせた時間に対し時間外加算を行うことを原則としつつも、同号括弧書の規定により1月以内に作業休日以外の日には作業を行わない日又は6時間未満の作業を行う日を定めた場合は、これらの日を言わば「振替休日」として扱うこととしている。この場合、連日作業の時間外加算については、形式的には連日作業を行わせる受刑者以外の受刑者に振替休日が指定された場合と同様の扱いとなり、作業休日において就業時間が8時間を超える場合に限り加算の対象となることから、就業時間のうち8時間を超える時間についてのみ加算を行うこととなるので留意すること。

なお、「振替休日」において6時間以内の作業を行わせた場合については、訓令第11条第4号により加算の対象となるので留意すること。

5 作業成績による加算及び減算（訓令第12条関係）

訓令第12条に規定する加算の基準は、以下のとおりとすること。

(1) 作業成績評価基準点

その月の前月における当該受刑者の作業に対し、別表2の評価項目ごとに成績を判定し、その項目ごとの点数を合算したものをもちて当該受刑者の作業成績評価基準点とすること。

(2) 加算及び減算の基準

別表3の加算及び減算基準に基づき、上記(1)の作業成績評価基準点に応じて、基本月額100分の70の範囲内で加算し、又は基本月額100分の50の範囲内で減算することができること。ただし、作業成績が不良であることについて、本人の責に帰さない場合など正当な理由がある場合は、減算しないことができること。

6 就業態度による加算（訓令第13条関係）

訓令第13条に規定する加算の基準は、以下のとおりとすること。

なお、就業態度とは、当該受刑者が指定された作業を行う際の態度を意味し、居室における生活態度等は含まないことに留意すること。

(1) 就業態度評価基準点

その月の前月における当該受刑者の就業態度に対し、別表4の評価項目ごとに成績を判定し、その項目ごとの点数を合算したものをもちて当該受刑者の就業態度評価基準点とすること。

(2) 加算の基準

別表5の加算基準に基づき、上記(1)の就業態度評価基準点に応じて、基本月額100分の30の範囲内で加算することができること。

7 作業審査会（訓令第15条関係）

作業審査会を開催する際には、等工の昇等・降等、基本月額の加算・減算などを決定するため、作業を行った受刑者ごとに作業審査カード（別紙）を作成すること。

8 評価票への記載

(1) 評価票への記載

記5の(1)の作業成績評価基準点及び記6の(1)の就業態度に対する基準点の合計点に応じて、平成18年5月23日付け法務省矯成第3311号当職依命通達「受刑者の処遇要領に関する訓令の運用について」に定める評価票に、毎月、a、b又はcの記号を記載すること。

(2) 記号の区分

上記(1)の記号の区分は、以下のとおりとすること。

ア a（作業成績及び就業態度の合計点が13点以上の者）

イ b（作業成績及び就業態度の合計点が0点以上12点以下の者）

ウ c（作業成績及び就業態度の合計点が-1点以下の者）

別表1 昇等の基準

1等工	2等工に指定された後、作業成績及び就業態度が良好な期間が8月以上あり、かつ、当該作業に要する知識及び技能の程度が特に高いと認められること。
2等工	3等工に指定された後、作業成績及び就業態度が良好な期間が7月以上あり、かつ、当該作業に要する知識及び技能の程度が高いと認められること。
3等工	4等工に指定された後、作業成績及び就業態度が良好な期間が6月以上あり、かつ、当該作業に要する知識及び技能の程度が比較的高いと認められること。
4等工	5等工に指定された後、作業成績及び就業態度が良好な期間が5月以上あること。
5等工	6等工に指定された後、作業成績及び就業態度が良好な期間が4月（C作業においては7月）以上あること。
6等工	7等工に指定された後、作業成績及び就業態度が良好な期間が3月（C作業においては6月）以上あること。
7等工	8等工に指定された後、作業成績及び就業態度が良好な期間が2月（C作業においては5月）以上あること。
8等工	9等工に指定された後、作業成績及び就業態度が良好な期間が1月（B作業においては2月、C作業においては3月）以上あること。
9等工	10等工に指定された後、作業成績及び就業態度が良好な期間が1月（C作業においては3月）以上あること。

別表 2

評価項目	極めて良好	特に良好	良好	普通	不良	特に不良
作業の能率	3点	2点	1点	0点	-1点	-2点
製品の品質	3点	2点	1点	0点	-1点	-2点
努力の程度	3点	2点	1点	0点	-1点	-2点
安全の態度	3点	2点	1点	0点	-1点	-2点
物品の取扱い	3点	2点	1点	0点	-1点	-2点

注 職業訓練を受けている者については、評価項目の「作業の能率」及び「製品の品質」を「学科の成績」及び「実技の成績」に読み替える。

別表 3

加算（減算）率	作業成績評価基準点
100 分の 70	12 点以上
100 分の 60	11 点
100 分の 50	10 点
100 分の 40	9 点
100 分の 30	8 点
100 分の 20	7 点
100 分の 10	6 点
-100 分の 10	-1 点から -3 点
-100 分の 20	-4 点及び -5 点
-100 分の 30	-6 点及び -7 点
-100 分の 40	-8 点及び -9 点
-100 分の 50	-10 点以下

別表 4

評価項目	極めて良好	特に良好	良好	普通
自発性	3点	2点	1点	0点
勤勉性	3点	2点	1点	0点
協調性	3点	2点	1点	0点

別表 5

加算率	就業態度評価基準点
100 分の 30	7 点以上
100 分の 20	5 点及び 6 点
100 分の 10	3 点及び 4 点

別紙 作業審査カード【記載例】

		①起算日 平成 年 月 日	称呼番号	番
		終了日 平成 年 月 日		
		②起算日 平成 年 月 日	フリガナ	
作業審査カード		終了日 平成 年 月 日	氏名	
所 長				
審 査 員 (合議)				
月 別		月		
工 場				
職 種				
作 業 区 分				
等決 工定 欄	次期審査月	1	1 次回審査予定の月を記入	
	判定等工	2	2 作業審査会で判定された等工を記入	
	希望等工	3	3 昇等・降等させたい等工を記入	
現 等 工		4	4 現在の等工を記入	
作 業 成 績	作業の能率	5	5から9 別表2による	
	製品の品質	6	※学科の成績	
	努力の程度	7	※実技の成績	
	安全の態度	8	※ 訓練時に読み替える	
	物品の取扱い	9		
	小 計	10	10 5から9の小計を記入	
就 業 態 度	自 発 性	11	11から13 別表4による	
	勤 勉 性	12		
	協 調 性	13		
	小 計	14	14 11から13の小計を記入	
合 計 点		15	15 10と14の合計点を記入	
加 算 ・ 減 算 欄	作 業 成 績	16	※訓練成績	
	就 業 の 態 度	17	※訓練時の態度	
	合 計 (率)	18	17 14を基に別表5の加算を記入	
	特 殊 作 業	19	18 16から17の合計を記入	
	危 険 作 業	20	19 特殊作業による加算を記入	
	構 外 作 業	21	20 危険作業による加算を記入	
		22	21 外部通勤・構外作業の加算を記入	
備 考		22 職員が指導した事項、特に加算、減算する事由がある場合、特に昇等、降等に関する事由がある場合に記入		

作業審査カード

①起算日	平成	年	月	日	称呼番号	番
終了日	平成	年	月	日		
②起算日	平成	年	月	日	フリガナ	
終了日	平成	年	月	日	氏名	

所長													
審査員 (合議)													
月別 工場	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
職種													
作業区分													
等 工 決 欄	次期審査月												
	判定等工												
	希望等工												
現等工													
作業成績	作業の能率												
	製品の品質												
	努力の程度												
	安全の態度												
	物品の取扱い												
	小計												
就業態度	自発性												
	勤勉性												
	協調性												
	小計												
	合計点												
加算・減算欄	作業成績												
	就業の態度												
	合計(率)												
	特殊作業												
	危険作業 構外作業												
備考													

施設名